在デンパサール日本国総領事館 海外安全対策情報(令和2年度第2四半期)

1 新型コロナウイルス関係

2月5日以降、更新された情報は、その都度領事メールを発出するとともに当館HP に掲載しています。

(1) 感染情報

インドネシア保健省によると、インドネシア全国での感染者数は、9月30日現在で累計287,008名となっており、依然として増加傾向にあります。

当館管轄州(バリ州、西ヌサトゥンガラ州及び東ヌサトゥンガラ州:以下当館管轄州と称す)において感染が確認された者は、9月30日現在累計12,649名(バリ州8,878名、西ヌサトゥンガラ州3,342名、東ヌサトゥンガラ州429名)と公表されています。なお、当館管轄州における邦人事案は、9月初旬に1名の陽性者(無症状、感染経路不明)が確認されています。ローカル市場、官公庁、民間企業、家族内など身近な場所でのクラスター感染が見られますので、一層の感染予防に努めてください。

<バリ州>

- 〇 最新の感染状況 (https://infocorona.baliprov.go.id)
- 指定医療機関リスト (https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100099751.pdf)
- O PCR 検査や Rapid 検査が受検可能な医療機関(https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100099752.pdf)

<西ヌサトゥンガラ州>

- 最新の感染状況 (https://corona. ntbprov. go. id)
- 指定医療機関リスト (https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100099753.pdf)
- O PCR 検査や Rapid 検査が受検可能な医療機関(https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100099754.pdf)

<東ヌサトゥンガラ州>

- 最新の感染状況(インスタグラム: pusda lopsprovntt)
- 指定医療機関リスト (https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100099755.pdf)
- O PCR 検査や Rapid 検査が受検可能な医療機関(https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100099758.pdf)

(2)健康プロトコールと違反罰則

ア バリ州:州知事令(8月24日~)

遵守事項:健康プロトコールの遵守

【個人】

- ① マスクの着用 ② 手洗い等の励行
- ③ 他者と 1 m (教育部門は 1.5 m) 以上間隔を開ける
- ④ 熱などの症状があるときは公共の場での活動を控える
- ⑤ 清潔かつ健やかな生活を営む
- ⑥ 新型コロナウイルス感染防止に協力する
- ⑦ 感染が疑われる場合には政府の手続きに従う

【事業主】

① 新型コロナウイルス感染予防に関する意識向上を図る

- ② 感染予防設備の整備
 - ・ 手洗い場の設置・ 手洗い場の位置表示等・ サニタイザーの設置・ 体温計の設置
- ③ 従業員に対する健康管理の徹底
- ④ 他者と1m(教育部門は1.5m)以上間隔を開ける
- ⑤ 職場を清潔に保つ ⑥ 健康プロトコールの表示
- ⑦ 行動規律を強化する

罰 則 等:【個 人】罰金 100,000 ルピア(マスク着用違反)

【事業主】罰金 1,000,000 ルピア

イ 西ヌサトゥンガラ州:政府規則(9月14日~)

遵守事項:感染症予防努力義務・感染認知通報義務・感染時の措置義務

罰 則 等:【行政罰】罰金500,000 ルピア

【刑事罰】禁固6ヶ月又は罰金 50,000,000 ルピア

ウ 東ヌサトゥンガラ州:各県や市で規定

東ヌサトゥンガラ州では、州単位の大規模規制等は確認されていませんが、各県や市 で行政と警察等が協力して健康プロトコールの励行を推進しています。

クパン市では副市長令で「人混みを避けること」等を規定し、クパン警察も各種室内イ ベント開催申請に対する定員の30パーセント制限等を励行しています。

東フローレス県では、健康プロトコール遵守違反に罰金(マスク着用違反の個人 50,0 00 ルピア、事業主 250,000 ルピア) を科しています。

(3) インドネシア政府による入国規制措置

4月1日以降、一部の例外※を除いて全ての外国人のインドネシア訪問及び国際トラ ンジットを一時的に禁止し、現在もその規制は継続しています。

※注:一時滞在許可 (KITAS)・定住許可 (KITAP) 保持者、人道上の理由に基づく医療・食料支援関 係者、輸送機の乗務員、国家戦略プロジェクト従事者、外交・公用査証又は滞在許可保持者

各種インドネシア政府による入国時の対応詳細については、頻繁に変更が行われてい ますので、インドネシア政府の入国管理局HPや当館HP新着情報等で最新の情報を入 手することをおすすめします。

(4) バリ州政府による観光客受け入れ再開

7月31日から国内観光客の受け入れを再開しましたが、予定していた9月11日の国 際観光客の受け入れ再開は、感染状況や政府の入国規制との足並みが揃わず延期となり ました。

- (5) インドネシア出入国手続き(9月30日現在)
 - ※今後も同様の運用がなされているとは限りません。最新の運用状況やフライトへの搭 乗条件等については、搭乗される航空会社にも予め確認していただくようお願いしま す。
- ア 入国時(前記(3)の例外に該当する日本人)

日本からデンパサールへの直行便が全便運休のため、ジャカルタ・スカルノハッタ空 港(CGK)から入国し、国内線等で最終目的地に移動することになります。

<入国時の流れ>

① PCR検査陰性記載のある目的地入域7日以内の健康証明書*取得(称:陰性証明)

- ② 日本発 → 機内で健康警告カード(以下イエローカードと称す)記載 → CGK着
- ③ 健康クリアランス書を記載
- ④ 陰性証明所持者用の特設カウンターに向かう
 - →陰性証明・健康クリアランス書・イエローカードを提出
- ⑤ 担当官から健康状態について質問 → 健康測定 (検温・酸素飽和量・脈拍等)
 - → 担当官の署名入書類と提出していた書類を受領
- ⑥ 検疫カウンターで受領書類一式を提出 → 確認後書類一式の返納を受ける
- (7) インドネシア入国審査、税関手続き
- ⑧ 国内移動で目的地へ(航空機利用の国内移動は、目的地到着時に再度健康測定や陰性証明・健康クリアランス書・イエローカード等の提時が必要)
- ⑨ 最終目的地到着後は 14 日間の自主隔離を行う
 - ※注: PCR検査陰性証明を持たない人は、到着時に指定施設等において、PCR検査が行われ、陰性 結果が判明するまで、同施設等において待機となります(費用は本人負担)。

イ 出国時

デンパサールから日本への直行便が全便運休のため、ジャカルタ・スカルノハッタ空港(CGK)を経由して出国することになります。

<出国時の流れ>

- ① 航空会社搭乗条件によりPCR検査若しくはラピッド検査陰性証明(国際線7日以内)を取得
- ② 空港セキュリティーや搭乗手続き時に陰性証明を提示 → 国内移動 → CGK着
- ③ 国際線に搭乗して日本到着(日本人の帰国時は新型コロナ検査陰性証明不要)
- ④ 日本の検疫で抗原検査(唾液検査)を受けて結果を待つ(通常1~3時間程)
- ⑤ 検査結果が陰性
 - → 公共交通機関を利用せずに自宅又はご自身で確保した宿泊施設等で 14 日間の 自主隔離

検査結果が陽性

→ 検疫法に基づいて、病院に入院する、または指定された療養施設で留め置く 措置が行われます。

2 犯罪情勢

(1) 一般犯罪(窃盗・詐欺等)

<邦人被害>

○ 7月初旬、空き巣、ウブド地区、外出中の留守宅被害(現金·旅券等)

当館管轄州各警察本部によれば、新型コロナウイスル感染拡大を受け、犯罪発生率の高いモールやクラブ、レストラン等の集客施設の多くが休業していることもあり、いずれの州で9月末現在の犯罪発生率は前年比同等若しくはやや減少。

邦人関連犯罪は減少しているものの、今般の社会活動制限でインドネシア人の休業・ 失業率が高くなってきており、生活困窮から窃盗や侵入盗等の犯罪事件の報道も散見されます。また、クタ地区等では、外国人被害のひったくり等も発生していますので、在 宅・外出時を問わず、家屋の戸締まりや施錠は確実に行い、外出先においても貴重品の 管理には十分な注意が必要です。

(2) <u>粗暴犯(傷害・暴</u>行・脅迫等)

当館管轄州において、邦人関連の事案発生は認知しておりません。

(3) 凶悪犯(強盗・殺人・強姦等)

当館管轄州において、邦人関連の事案発生は認知しておりません。

(4) 風俗犯(わいせつ等)

当館管轄州において、邦人関連の事案発生は認知しておりません。

(5) その他(略取・誘拐等)

当館管轄州において、邦人関連の事案発生は認知しておりません。

(6)薬物犯(覚せい剤・大麻等)

当館管轄州において、邦人関連の事案発生は認知しておりません。

(7) その他の特異事案(密造酒健康被害事案)

9月末、ジャカルタにおいて非正規の自家製アルコール飲料(いわゆる「密造酒」「闇酒」)を摂取したことが原因と見られる在留邦人の死亡、中毒症状の発症等の事案が発生。 当館管轄州においては、アラック等が出回っており、非正規のアルコール飲料を摂取することは御自身の生命・健康に大きなリスクを伴いますので留意ください。

3 テロ・爆発物事件情勢

当館管轄州において、テロ・爆発物事件は発生しておりませんが、インドネシア国内の他の地域ではテロリストの検挙報道が続いています。引き続きテロの標的となりやすい場所(政府・警察関係施設、宗教関連施設、外国人が多く集まる場所等)を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、万一不審な人物や状況を察知した場合には、速やかにその場を離れる等安全確保に努める必要があります。

4 交通事故等

<邦人被害>

○ 9月下旬、バイク乗車中の接触事故(骨折)、バリ州在留邦人

新型コロナウイルス感染予防社会活動制限も第二段階のニューノーマル(新時代の社会 秩序)に入り、人車の往来もかつてのように戻りつつあります。交通量の回復に伴い、事 故に遭う確率も高くなるため、安全確認の徹底や走行速度を控える等、事故に遭わないた めの防御運転を励行する必要があります。

5 自然災害

(1)アグン山の状況

現在、アグン山の噴火警戒レベル2 (注意) となっております。火口から半径2キロメートル圏内への立ち入りは規制されていますので、登山等で立ち入ることのないようご注意ください。

(2) 地震関連

バリ島、ロンボク島及びスンバワ島の北側海域バリ海周辺において、マグニチュード 2~6程度の地震が続いています。当該地震に関係する邦人被害の報告は当館には寄せ られていませんが、引き続き津波を含む地震の発生に注意が必要です。

6 感染症情報 (デング熱・狂犬病・その他)

本年に入ってから新型コロナウイルスが猛威を振るい、各種メディアの話題の中心となっていますが、インドネシアでは新型コロナウイルスの他にも感染症が未だ猛威を振るっています。

(1) デング熱(多発傾向地)

ア バリ州:ブレレン県、バドゥン県等

イ 西ヌサトゥンガラ州:西ロンボク県、マタラム市周辺等

ウ 東ヌサトゥンガラ州:シッカ県、ベル県、クパン市周辺等

(2)狂犬病(多発傾向地)

ア バリ州:ブレレン県、バドゥン県、タバナン県等

イ 西ヌサトゥンガラ州:ドンプ県、ビマ県等

ウ 東ヌサトゥンガラ州:ンガダ県、ナガケオ県、エンデ県等

(参考情報) アフリカ豚熱 (ASF: African Swine Fever)

人間への感染はしませんが、インドネシア国内では、家畜の豚の間で昨年よりアフリカ豚熱(ASF:African Swine Fever)が流行しており、豚を中心に畜産業に大きな被害を与えています。当館管轄州の中では、東ヌサトゥンガラ州の感染被害が特に深刻で、多くの家畜豚が感染し、殺処分されています。

7 その他

(1) 当館からのお願い

アー在留届

在留届を提出いただいている方で連絡先(携帯電話番号、メールアドレス等)に変更のあった方は、速やかに変更の届出をお願いします。変更の届出が遅延していると、必要な情報を受け取れず、万一の際、安否確認等が出来ないことにもなりかねません。

イ たびレジ登録

「たびレジ」は、渡航先やメールアドレスを登録することで、登録先の大使館・総領事館や外務本省から現地の海外安全対策情報や緊急時の連絡等を直接受け取れるサービスです。乗継地等近隣諸国の情報を収集する手段の1つとしてもご利用ください。

(2) 生活環境の再確認

新型コロナウイルス感染予防社会活動制限長期化のように先行き不透明な状況が続くと、精神的健康状態に影響を与えることがあります。また、外出自粛が続いて運動不足になれば体重が増加したり、血圧が高くなったりするという身体的な健康への影響もあります。精神的にも身体的にも健康を損なわないように、健康プロトコールに従って適度な運動と規則正しい食事を心がけ、心身共に自身のメンテナンスを行いましょう。

また、万一の場合に備えて、日本国内のご家族やご親族との定期的な連絡、頼れる人や 在留邦人間での連絡体制、保険制度の情報入手等、予め整理・対策を講じておくことも 有効と思われます。

健康状態や経済事情など、取り巻く生活環境は様々です。安全で健康な生活のため、場合によっては帰国できる間に生活基盤を日本に移すことを検討することもお勧めします。